

## 【提出にあたっての留意事項】

- ◎ 楷書ではっきりとご記入ください。
- ◎ 住所は、番地、建物（マンション・アパート）名、部屋番号、事務所名、〇〇方などまでご記入ください。
- ◎ 複数の年金受給権がある方は、この届出により、他の年金についても住所を変更します。
- ◎ 「成年後見人」「保佐人」「補助人」「その他」のいずれかに○で囲んでください。
- ◎ 届出者の方は、証明欄にご記入いただく必要はありません。
  
- ◎ 複数の年金受給権がある方は、受給する年金ごとに受取機関を指定することができます。その場合、年金ごとに異なる口座名義を指定することはできませんので、すべて同じ名義の口座をご用意いただきますようお願いいたします。
- ◎ 年金コード欄については、受取金融機関を変更したい年金の年金コードを記入してください。受給中の全ての年金について受取金融機関を変更したい場合には、「受給しているすべての年金」に○で囲んでください。
- ◎ 変更後の新しい受取機関へ初めて振り込まれるまでは、念のため、変更前の口座は解約しないようお願いします。
- ◎ 実施機関の住所登録の便宜上、書類の郵送に支障のない範囲で番地、建物名など記載された住所の一部を省略して登録することがあります。

## 【この書類に添えなければならない書類】

- ◎ 審判書または登記事項証明書の写し（送付先を変更する場合）
- ◎ 弁護士証等の写し（審判書または登記事項証明書に自宅住所のみ記載され、送付先とする事務所住所の記載がない場合

※日本年金機構から年金を受けられている方は、下記についてもご覧ください。

- ◎ 住民基本台帳による住所の更新の停止を申出された方は、今後、住所変更があった際には、年金事務所への届出が必要となります（日本年金機構に住民票コードの収録がない方も同様）。
- ◎ 住民基本台帳による住所の更新を申出された方で日本年金機構に住民票コードの収録がされている場合、今後、住所変更があった際には、年金事務所への届出が不要となります。